

(別紙1) リスク評価物質 (9 物質) に関する情報

物質名 (CAS No)	有害性情報 (発がん性評価、許容濃度等)	用途の例
アンチモン及びその化合物 (アンチモン:7440-36-0) (五酸化ニアンチモン: 1314-60-9) (三酸化ニアンチモン: 1309-64-4) (五塩化アンチモン: 7647-18-9) (三塩化アンチモン: 10025-91-9) (スチビン:7803-52-3)	<u>三酸化ニアンチモン</u> ○ヒトに対して発がん性が疑われる <u>アンチモン及びその化合物</u> ○ACGIH: 0.5 mg/m ³ (Sbとして) ○日本産衛学会: 0.1 mg/m ³ (Sbとして) <u>スチビン</u> ○ACGIH: 0.1 ppm	<u>五酸化ニアンチモン</u> 各種樹脂・繊維の難燃剤、顔料、 ガラス清澄剤、電子材料用原料 <u>三酸化ニアンチモン</u> 各種樹脂・ビニル電線・帆布・紙、 塗料等の難燃助剤、ほうろう、吐 酒石、合成触媒原料、顔料 <u>五塩化アンチモン</u> フロンガス触媒、塩素化触媒 <u>三塩化アンチモン</u> 顔料、触媒、試薬
2-アミノエタノール (141-43-5)	GHS: 神経毒性「区分1」 ○ACGIH: 3 ppm 眼および皮膚刺激 ○日本産衛学会: 3 ppm	合成洗剤、乳化剤、界面活性剤等
キシリジン (2,3-キシリジン 87-59-2) (2,4-キシリジン 95-68-1) (2,5-キシリジン 95-78-3) (2,6-キシリジン 87-62-7) (3,4-キシリジン 95-64-7)	<u>2,6-キシリジン</u> ○ヒトに対して発がん性が疑われる <u>キシリジン (異性体混合物として)</u> ○ACGIH: 0.5ppm (インハラブル粒子及 び蒸気)	<u>2,4-キシリジン</u> 染料及び顔料中間体 <u>3,4-キシリジン</u> ビタミンB2
ニトロベンゼン (98-95-3)	○ヒトに対して発がん性が疑われる。	染料・香料中間物 (アリソ、ベンゾジ ン、キリソ、アゾベンゼン)、毒ガス、酸 化剤 他
メチレンビス(4,1-フェニ レン)=ジイソシアネート (別名 MDI) (101-68-8)	○GHS: 特定標的臓器・全身毒性「呼 吸器区分1」 ○ACGIH: 0.005 ppm ○日本産衛学会: 0.05 mg/m ³	接着剤、塗料、スパンデックス織 維、合成皮革用、ウレタンエラス トマーなどの原料
酸化チタン (IV) (13463-67-7)	○ヒトに対して発がん性が疑われる。 ○ACGIH: 10 mg/m ³	塗料、化繊のつや消し、印刷イン キ、化粧品、乳白ガラス、有機 チタン化合物の原料 他
1,3-ジクロロプロペン (542-75-6)	○ヒトに対して発がん性が疑われる。 ○ACGIH: 1 ppm skin	せんちゅう、土壌害虫の殺虫剤原 料
パラ-ジクロロベンゼン (106-46-7)	○ヒトに対して発がん性が疑われる。 ○ACGIH: 10 ppm ○日本産衛学会: 10 ppm	染料中間体、殺虫剤、有機合成、 調剤、防臭剤、農薬
4-ビニル-1-シクロヘキセン (100-40-3)	○ヒトに対して発がん性が疑われる。 ○ACGIH: 0.1 ppm	難燃剤・塗料用樹脂・透明プラス チックポリマー原料

発がん性は IARC (国際がん研究機関) の発がん性分類による。

- 1: ヒトに対して発がん性がある
- 2A: ヒトに対しておそらく発がん性がある
- 2B: ヒトに対して発がん性が疑われる

ACGIH: 米国産業衛生専門家会議の TLV (ばく露限界値)

日本産衛学会: 日本産業衛生学会の許容濃度

GHS: 国連勧告「化学品の分類及び表示に関する世界調和システム」による危険有害性分類